

監査結果に関する措置状況報告書

令和5年度包括外部監査（子どもの教育と学びの支援に関する事務事業の執行について）

所 管 所 属：教育委員会事務局

通 知 日：令和6年9月19日

監査結果 No.	頁数	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
意見 1	38	一者見積もりにおける見積金額の妥当性のチェック（3 Eの視点） 教育委員会事務局は、I C T関連業務を委託する際に、見積もり提出業者が一者のみである場合は、一式見積もりではなく工数記載を求めるほか、もし一式見積もりとなる場合であっても、当該見積金額が適正であると判断した根拠を明らかにした上で記録化するべきである。	令和6年度からの委託業務に関して、見積り提出業者が一者であっても、可能な限り具体的な作業内容等の詳細及び工数の記載を行った上で、工数見積りの妥当性及び判断等について決裁等により、複数人で確認をしていくとともに記録として残していく。	見解	—
意見 2	39	工数把握（3 Eの視点） 教育委員会事務局は、委託業者が提出した見積もりの中で工数をベースに金額が算出されている項目については、業務完了後に工数を確認すべきである。	運用保守における業務委託契約締結後に定める「業務計画書」において、業務期間内の運用保守作業の内容、業務履行の方法・納品物等を記載し、業務実施前の工数の妥当性確認、業務完了後に業務期間内の履行確認並びに実施工数を把握し、工数等の妥当性等について確認する。	見解	—
意見 3	40	一者入札の場合の原因の究明（3 Eの視点） 教育委員会事務局は、委託契約について入札を実施した案件について結果的に一者入札となった場合、一者入札となった理由について調査し、次期以降の入札に活かすべきである。	一者入札となった場合については、契約管財局で実施する調達ガイドライン等を参照しながら、辞退した業者又は入札参加資格を有する業者等に対してヒアリングを実施し、調達事務における適正かつ円滑な事務の遂行につなげるように取り組んでいく。	見解	—
意見 4	42	再委託を承諾する場合の再委託内容の把握（適法性の視点） 教育委員会事務局は、委託業者が再委託の承諾を求めた場合は、再委託の内容について詳細に把握した上で、その再委託が委託契約の条項から可能であるかどうか確認し、必要がある場合は確認内容を記録化するべきである。	委託業者からの再委託承諾申請があった場合、本委託作業の内容を詳細に確認した上で、再委託に係る契約条項に抵触しないことを委託業者と認識を合わせる。その上で担当課における決裁による記録を行い、再委託承諾を実施していく。	見解	—
指摘 1	44	委託先が共同企業体（J V）の場合の契約（適法性の視点） 教育委員会事務局は、委託先がJ Vの場合は、J Vを構成する事業者全員に対して、委託契約書への調印を求めるべきである。	指摘を受けた当該契約については、契約期間が終了しているため、契約書への調印を求めることができないが、今後、相手方において複数の企業等が共同連帯して業務を行うことが想定される案件を発注する場合については、当該契約に係る協定書等の必要書類を作成し、本市における法的リスク審査等の所定の手続を経た上で、適切な契約事務を行うよう、周知・徹底する。	措置済	令和6年4月1日

監査結果に関する措置状況報告書

令和5年度包括外部監査（子どもの教育と学びの支援に関する事務事業の執行について）

所 管 所 属：教育委員会事務局

通 知 日：令和6年9月19日

監査結果 No.	頁数	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
指摘2	44	業務委託先との守秘義務契約の徹底（適法性の視点） 教育委員会事務局は、受注者に守秘義務を課す必要のある業務委託を実施する場合は、守秘義務条項を記載した契約書ないし誓約書を作成し、受注者の署名押印を取得する運用を徹底すべきである。	指摘を受けた当該契約について、法的リスク審査の手続を経た上で、現行約款をそのまま使用することとし、守秘義務条項については令和6年7月24日付で相手方から押印のある誓約書の提出を受けた。 また、今後、同様の契約締結が生じる際は、守秘義務条項等が記載された標準契約書を使用することが原則であるが、業務の特性により標準契約書を使用することができない場合は、本市における法的リスク審査等の所定の手続を経た上で、適切な契約事務を行うよう、令和6年4月1日に、各課・担当課長へ周知・徹底した。	措置済	令和6年7月24日
意見5	45	デジタルドリル導入における実証（PDCAの視点） 教育委員会事務局は、今後デジタルドリルの導入・使用を継続するかどうかを判断するにおいて、科学的根拠を有する効果検証を行うべきである。	現在、本市「デジタルドリル活用実証研究校」を4校指定しており、研究校を中心にデジタルドリルの活用に係る効果検証に努めていく。	見解	—
意見6	47	教員のICT活用指導力の把握（PDCAの視点） 教育委員会事務局は、教員のICT活用指導力を把握するため、教育現場の意見を聴取して数値化するなどして、より実効的な調査を行い、教員のICT活用指導力の充実を図るべきである。	ICTを効果的に活用できるよう、ICT教育アシスタントが学校の実態に応じて定期訪問を実施し、学校現場の意見を踏まえた支援を行っているところであり、今後、更なる教員のICT活用指導力の充実に努めていく。	見解	—
意見7	49	ICTを活用した教育の児童・生徒らへの効果検証（PDCAの視点） 教育委員会事務局は、モデル校を対象とした「大阪市学校教育ICT活用事業「平成29年度報告」」の内容を再検討した上で、さらに児童・生徒らに対するICT教育の効果をさらに検証すべきである。	令和2年度にGIGAスクール構想に基づく1人1台学習者用端末の導入はすでに完了しており、端末導入による効果検証は困難な状況ではあるが、いただいた意見を参考に、端末活用率等を踏まえ、効果的な事業実施となっているか検証していく。	見解	—
意見8	52	大阪市教育振興基本計画の施策目標（6-1）（PDCAの視点） 教育委員会事務局は、大阪市教育振興基本計画に記載された「6-1 ICTを活用した教育の推進」に関する施策目標について、次回の改訂の際には、大阪市長と協議の上、大阪市として、施策の目的との関係で、より具体的かつ有効な内容を記載すべきである。	いただいた意見を参考に、学校教育ICT活用事業が真に効果を上げているかを確認し、改善が必要な場合は適切な改善策を実施できるよう具体的かつ有効な内容に係る記載について検討していく。	見解	—

監査結果に関する措置状況報告書

令和5年度包括外部監査（子どもの教育と学びの支援に関する事務事業の執行について）

所 管 所 属：教育委員会事務局

通 知 日：令和6年9月19日

監査結果 No.	頁数	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
意見9	53	大阪市教育振興基本計画の施策目標（6－2）（PDCAの視点） 教育委員会事務局は、大阪市教育振興基本計画に記載された「6－2 データ等の根拠に基づく施策の推進（教育ビッグデータの活用等）」に関する施策目標について、次回の改訂の際には、施策の目的との関係でより具体的かつ有効な内容を記載すべきである。	いただいた意見を参考に、本来的に教育ビッグデータを用いるべき施策を限定して選び出し、具体的にどの教育ビッグデータをどの程度用いているかの指標を策定し、具体的かつ有効な内容に係る記載について検討していく。	見解	—
意見10	54	教員へのサポート体制の拡充（人的サポートの視点） 教育委員会事務局は、ICTの活用慣れしていない教員に対するサポートのために、今あるICT教育推進アドバイザー及びICT教育アシスタントの活動をさらに充実させるとともに、指導学年や指導内容に応じたICT教育に関するマニュアルの拡充を図るべきである。	いただいた意見を参考に、学習者用端末の活用に係る既存の事例集を適宜更新するとともに、教員が学習者用端末を活用し授業を実践するための、情報活用能力に関する知識と情報活用スキルに関する内容をまとめた手引き等の作成及び周知に努めていく。	見解	—
意見11	70	第1期推進プランに対する振り返りの不足（PDCAの視点） 教育委員会事務局は、第1期推進プランに対する振り返りを十分にを行い、各取り組みの効果、有効性を検証すべきである。	第2期プランの策定においては、学校園における時間外勤務の時間数に加え、月平均80時間を超える学校園に対し、時間外勤務の主な要因について調査を行った。教育委員会事務局としては、これらの要因の解消に向け、本プランにおいて様々な取組を掲げているところである。現在、本プランの計画期間である令和7年度の目標達成に向けて、取組を進めているところであるが、各学校園に対し、取組の効果や有効性についても、定期的にアンケートを実施するなど、学校園から広く意見を聴取してまいりたい。	見解	—
意見12	70	学校園が作成する計画の見直しをすること（PDCAの視点） 教育委員会事務局は、学校園が作成する計画等に係る内容の精査（同様の内容の計画の統廃合、内容の簡素化等の検討）を行うことで、早期に、統合などの整理、合理化を実現すべきである。	学校園が作成する計画等に係る内容の精査を行い、早期に整理、合理化を進めていく。	見解	—
意見13	71	勤怠管理、人事情報等以外の手段も利用し教員の勤務実態を把握する努力をすること（実態に沿った労務管理を行うこと）（適法性の視点） 教育委員会事務局は、教職員の勤務時間を把握するにあたっては、教職員勤務情報システムの出勤・退勤打刻の情報のみによることなく、出勤打刻前や退勤打刻後に業務が行われている例や私事館、持ち帰り仕事の例があり得ることを考慮し、引き続き教職員の勤務時間を正確に把握するよう努めるべきである。	服務監督上の観点だけでなく、長時間勤務による健康障害防止対策や働き方改革の検証を行うためには、適正な出退勤打刻が必要であると認識している。そのため、時間外勤務記録簿への入力も含め、実態に応じた適正な出退勤打刻について、様々な場において周知・啓発を行っているところであり、今後とも、適正な出退勤打刻の実施に向け、周知・啓発方法の見直しなどの検討を行ってまいりたい。	見解	—

監査結果に関する措置状況報告書

令和5年度包括外部監査（子どもの教育と学びの支援に関する事務事業の執行について）

所 管 所 属：教育委員会事務局

通 知 日：令和6年9月19日

監査結果 No.	頁数	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
意見14	73	教育委員会事務局による積極的な改革（３Ｅの視点） 教育委員会事務局は、「学校における働き方改革」の実効性を担保するには教育委員会において所管内の公立学校の教師の勤務時間の上限に関する方針等を策定するだけでなく、実施状況について把握し、必要な取り組みを実施しなければならないこと（上限ガイドライン（指針））を再度確認し、第２期推進プランにおける「全学校園で一律に進める取組」だけでなく、「各学校園の状況に応じて個々に進める取組」についても、積極的に関与して取り組みを進めるよう努めるべきである。	長時間勤務の解消に向けて取組を進めていく上で、各学校園の状況は様々であり、全ての取組を一律の基準で進めていくことは困難であることから、教育委員会事務局が主体となって進める「全学校園で一律に進める取組」と「各学校園の状況に応じて個々に進める取組」に分類し、取組を進めているところである。働き方改革を進めていくには、学校園で勤務する教員の取組や意識改革が不可欠であり、教育委員会事務局としても各学校園での取組について、好事例の共有を行うなど、取組を促進できるよう努めてまいりたい。また、学校管理職に対する面談等の場も利用し、取組状況についても把握してまいりたい。	見解	—
意見15	74	教員とスタッフの確保（ＰＤＣＡ、人的サポートの視点） 教育委員会事務局は、教育現場における深刻な人材不足に鑑み、引き続き教員の人材確保に向けた取り組みを進めるとともに、客観的な数値目標を掲げて進捗管理を行うべきである。	教員採用選考テストの制度内容の検討等、引き続き教員の人材確保に向けた取組を進めていく。 客観的な数値目標については、大阪市教育振興基本計画の改訂に合わせ、施策目標に教員採用選考テストの倍率などを設定することを検討する。	見解	—
意見16	75	部活動支援員の意識向上（適法性、人的サポートの視点） 教育委員会事務局は、引き続き、部活動に関与する教員及び部活動指導員、休養日の設定や活動時間のみならず「大阪市部活動指針～プレイヤーズファースト～」の遵守状況を確認し、健全で充実した部活動の実現に努めるべきである。	顧問教員や部活動指導員に対して、研修を通じて、引き続き「大阪市部活動指針～プレイヤーズファースト～」の理解を図っていく。 また、アンケート調査を通じて遵守状況を確認するなど、部活動指導に携わる全員が部活動指針を理解している状態を維持するよう取り組みを進める。	見解	—
意見17	76	働き方改革推進プランの周知・情報発信 教育委員会事務局は、「学校園における働き方改革の取組に対する、地域・保護者等への情報発信等」をより頻回・積極的に行うべきである。	長時間勤務の解消には、地域・保護者の協力が不可欠であると認識している。教育委員会事務局としても、第２期プランの公表にあたって、市長会見での発信だけでなく、市長からのコメントを掲載した周知ビラを作成し、全学校園の保護者への配付のほか、区役所を通じて地域にも発信しているところである。また、状況に応じて、区が作成している広報誌に掲載していただくなど、周知に努めているところである。 今後、ホームページにおいて、新たに働き方改革に関する情報を掲載するなど、周知方法についても検討してまいりたい。	見解	—

監査結果に関する措置状況報告書

令和5年度包括外部監査（子どもの教育と学びの支援に関する事務事業の執行について）

所 管 所 属：教育委員会事務局

通 知 日：令和6年9月19日

監査結果 No.	頁数	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
意見18	78	事業内容の整理（適法性の視点） 教育委員会事務局は、対象とする取り組みを学力向上以外の学校運営にかかる目標の達成に資するものと限る「学校活性化推進事業（校長経営戦略支援予算）」の事業内容を実態にあわせて整理されたい。	「学校活性化推進事業（校長経営戦略支援予算）」の事業内容について、本事業の趣旨を踏まえつつ、各校の課題に対応した柔軟な取組が可能となるよう整理を行う。	見解	—
意見19	79	進捗評価の根拠及び妥当性の確認（PDCAの視点） 教育委員会事務局は、校長経営戦略予算（基本配付）について、各学校から受けたA～Dの進捗評価の結論だけでなく、その根拠ないし妥当性も含めて、適切に確認し、問題がある場合には、各学校に指導、訂正の要請を行われたい。	各学校からの報告内容について、A～Dの進捗評価の結論だけでなく、その根拠ないし妥当性について確認できるようにするとともに、仮に問題がみられる場合には、各学校にヒアリングを行う等、必要な調整を行う。	見解	—
意見20	80	申請書フォーマットの見直し（PDCAの視点） 教育委員会事務局は、各学校が記入して作成する「校長経営戦略支援予算【学校配付】配付申請書」のフォーマットを、年度目標、その達成に向けた取り組み、その進捗評価指標、予算活用の関連性を明確にし、適切な進捗管理に資するものとするという観点から見直されたい。	申請書のフォーマットについて、年度目標、その達成に向けた取組、その進捗評価指標、予算活用の関連性が明確になるように必要な見直しを行う。	見解	—
意見21	85	区担当教育次長執行枠にかかる事業目標の設定と効果測定（PDCAの視点） 教育委員会事務局は、校長経営戦略支援予算の区担当教育次長執行枠について、適切な事業目標を設定し、効果測定を行うとともに、必要に応じて対策を講じられたい。	区担当教育次長執行枠について、本事業の趣旨及び区担当教育次長の役割等を踏まえ、適切な事業目標の設定及び効果測定のあり方について検討を行う。	見解	—
意見22	85	予算枠の活用に向けた支援（3Eの視点） 教育委員会事務局は、「基本配付」「区担当教育次長執行枠」について、それぞれの活用が進むよう、各学校・各区の支援を行われたい。	本事業の趣旨及び区担当教育次長の役割等を踏まえ、「学校配付」「区担当教育次長執行枠」ともに効果的に活用できるよう、教育委員会事務局としての支援のあり方を検討する。	見解	—

監査結果に関する措置状況報告書

令和5年度包括外部監査（子どもの教育と学びの支援に関する事務事業の執行について）

所 管 所 属：教育委員会事務局

通 知 日：令和6年9月19日

監査結果 No.	頁数	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
意見23	87	事業内容の整理（適法性の視点） 教育委員会事務局は、対象とする取り組みを学力向上に資するものに限る「ブロック化による学校支援事業」の予算（ブロック化による学校支援経費）の事業内容を、実態にあわせて見直されたい。	「ブロック化による学校支援事業」の事業内容について、本事業の趣旨を踏まえつつ、ブロックごとの課題に対応した柔軟な取組が可能となるよう検討してまいる。	見解	—
意見24	88	管理職に対する支援（有効性の視点） 教育委員会事務局は、ブロック化による学校支援事業の予算（ブロック化による学校支援経費）につき、ほかの教育ブロックから異動してきた管理職に対する支援を行われたい。	他の教育ブロックから異動してきた管理職が早期に事業の枠組みを理解できるよう、時期や方法等、個別の支援策を検討していく。	見解	—
意見25	89	選考基準の周知（適法性の視点） 教育委員会事務局は、予算配付を巡って応募校の選考を実施することがある場合、ブロック会議においてあらかじめ選考の基準を定めるよう促し、設定された選考基準を各学校に周知するべきである。	予算配付を巡って、応募校の選考を実施する可能性がある事業を実施する場合、事前にブロック会議において選考の基準を定めるよう促し、設定された選考基準を各校に周知すべきであることを各教育ブロックで共有した。	見解	—
指摘3	89	議事録の作成に関する規定の整備（適法性の視点） 教育委員会事務局は、教育ブロック会議設置要綱に議事録の作成に関する規定を設け、作成手続と責任主体を明確にするとともに、教育ブロック会議の議事録に基本的な記載の内容に遺漏がないよう留意されたい。	教育ブロック会議設置要綱に会議要旨の作成に関する規定を新たに設け、基本的な記載の内容に遺漏がないよう、記載事項や責任主体を明確にした。 【参考：教育ブロック会議設置要綱改正部分】 （会議要旨の作成） 第8条 ブロック代表は、教育ブロック会議が開催された際には、会議要旨を作成し、次に掲げる事項を記載するものとする。 開催日時、開催場所（方法）、出席者、議題、主な発言内容、議事結果	措置済	令和6年3月1日

監査結果に関する措置状況報告書

令和5年度包括外部監査（子どもの教育と学びの支援に関する事務事業の執行について）

所 管 所 属：教育委員会事務局

通 知 日：令和6年9月19日

監査結果 No.	頁数	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
意見28	94	【こどもの貧困対策推進計画全般に関して】 （PDCAの視点） 2. 教育委員会事務局は、こどもの貧困対策推進計画評価書において、不登校の割合（小学生・中学生）を報告するにあたって、当該年度末時点の割合を報告されたい。	こどもの貧困対策推進計画評価書において、不登校の割合（小学生・中学生）を報告するに当たっては、当該年度末時点の割合（暫定値を含む）を報告することを検討するとともに、当該年度末時点の割合（暫定値）を報告できない場合は、その理由を評価書に記載する。	見解	—
意見31	99	【学校力UPベース事業】 （3Eの視点） 教育委員会事務局は、「学校力UPベース事業実施報告書」を活用して、研修・事例検討会等を通じて情報提供・共有・交換等を行い、学力に課題のある児童生徒の底上げのためにより効果的な授業を実施できるように指導すべきである。	令和6年度より、全ての小学校において専科指導を実施することから、専科指導の専門性を担保するために、同一中学校区内の小・中学校教員と一緒に教材研究や指導案を作成する機会を設けるなど、各校の児童の実情に応じた効果的な授業が展開できるよう周知し、支援していく。	見解	—
意見32	100	【学校力UPベース事業】 （PDCAの視点） 教育委員会事務局は、本事業の進捗管理に際し、現在の事業目標指標だけでなく、定量的に効果検証できる有効な事業目標指標を設定することを含め、有効かつ適切な事業目標指標を検討すべきである。	令和6年度より、全ての小学校において専科指導を実施することから、専科指導を実施する授業について、児童の理解度や満足度等の調査を行い、定量的に効果検証できる事業目標指標を検討する。	見解	—
意見34	106	【学びサポーターの配置】 （PDCAの視点） 教育委員会事務局は、事業目標指標を「ブロック化による学校支援事業により実施した取り組みの目標を達成した学校の割合」ではなく、学びサポーターを活用し学習支援を受けた児童生徒の学力の向上・学習意欲の向上の効果をより直接的に評価できる指標に変更することを検討すべきである。	「学びサポーターの配置事業」において、「ブロック化による学校支援事業」と「学力向上支援チーム事業」それぞれの学びサポーターの配置により見込まれる効果を踏まえ、より適正に評価できる指標について検討してまいる。	見解	—

監査結果に関する措置状況報告書

令和5年度包括外部監査（子どもの教育と学びの支援に関する事務事業の執行について）

所 管 所 属：教育委員会事務局

通 知 日：令和6年9月19日

監査結果 No.	頁数	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
意見39	115	【学校における読書環境の充実・学校図書館の活用推進】 （３Ｅの視点） 教育委員会事務局は、コロナの影響を差し引いたとしても、今後もこれまでの取り組みで不読率が改善しない場合には、本事業を再構築し、学校図書館の利用率の高い学校の取り組みや工夫を共有したり、読書の楽しさを知らない児童生徒に興味を持たせ読書の習慣付けができるような新たな取り組みを検討すべきである。	不読率の改善については、一人一人の多様性や発達段階に応じた子どもの読書環境の整備・充実という基本的な取組の推進が重要である。本事業では、学校図書館への人的配置等の環境整備と、市立図書館からの学校への支援を進めており、取組の内容を一層充実させることで、児童生徒の読書活動の活性化を図る。 学校図書館の環境整備を充実させるためには、ご意見のとおり学校の取組の共有が有効であると認識しており、現在、大阪市立図書館ホームページにて、各学校のホームページに掲載された学校図書館の様子や学校図書館活用事例等を紹介している。また、今後は、「学校司書のページ」を新設し、先進事例について大阪市全体での情報共有を行っていく。例としては、実施後に利用の伸びが報告されているオリエンテーション（図書館の利用方法の案内）の実施要領や、児童生徒に読書への興味を持たせるためのブックトークやアニメーションのシナリオ等の掲載を予定している。	見解	—
意見40	115	【学校における読書環境の充実・学校図書館の活用推進】 （３Ｅの視点） 教育委員会事務局は、学校図書館がより身近で利用しやすいものとなるよう、利用者数の変化等利用状況の実態調査をして、それに対する有効な対策を検討し、利用率向上の効果検証をする等、引き続き児童生徒の読書意欲や学校図書館の利用率を高めていくための工夫を検討すべきである。	現状で学校図書館の利用者数をカウントすることは、学校現場の大きな負担となる。教育委員会事務局では、児童生徒の利用状況を把握するものとして、児童生徒一人当たりの年間貸出冊数を指標としている。今後も、より詳細な児童生徒の利用状況の把握の手段について、情報収集に努める。	見解	—
意見41	117	【学校における読書環境の充実・学校図書館の活用推進】 （３Ｅの視点） 教育委員会事務局は、学校における読書活動の充実や学校図書館の活用のために、学校司書が求められている役割を十分に果たせる状況になるよう、適正な人員配置や支援策が実施されているか検証し、問題がある場合には改善策を検討すべきである。	令和4年度の学校司書配置の効果について検証を行い、大阪市立図書館ホームページで報告している。令和5年度も引き続き効果検証を行い、有効な学校司書の配置体制について検討するとともに、学校司書研修や事例共有のための取組の充実を図る等、現行体制でできる取組強化を行う。	見解	—
意見46	124	【スクールソーシャルワーカーの活用】 （３Ｅ、PDCAの視点） 教育委員会事務局は、不登校児童生徒の半数以上が学校内・外による相談・指導等を受けていない状況を踏まえ、早急に対策を検討されたい。	不登校児童生徒の半数以上が学校内・外による相談・指導等を受けていない状況を踏まえ、校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム）の設置など対策の検討を進めるとともに、既存の教育支援センターの活用などの対策を推進する。	見解	—

監査結果に関する措置状況報告書

令和5年度包括外部監査（子どもの教育と学びの支援に関する事務事業の執行について）

所 管 所 属：教育委員会事務局

通 知 日：令和6年9月19日

監査結果 No.	頁数	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
指摘13	129	【進路選択支援事業】 （PDCAの視点） 教育委員会事務局は、本事業に関して、具体的な相談件数、奨学金の申請件数、採択件数など、これに限らず具体的で適切な成果を目標指標とした上で、モニタリングをされたい。	経済的に困窮している世帯等に、奨学金等制度だけでなく、高等学校進学後に経済的に困ることがないように入学金等授業料以外の費用の周知にも努めている。また、今後は各種説明会や電話相談などで保護者ニーズの把握に努め、奨学金等制度の周知だけでなく、進路に係る必要な情報の周知により力を入れていく。これまで、対象は中学3年生とその保護者を中心にしてきたが、早い段階で進路目標を設定できるように、中学1年生、2年生への周知にも広げるとともに、中学校進路担当教員へも情報発信していくことで、進路相談事業の充実に向け取り組んでいく。 本事業が経済的に困窮している生徒等の進学につなげることを事業趣旨としていることを踏まえ、令和6年度は、電話相談件数、来所相談件数、説明会参加者数を目標指標として事業の成果を測るとともに、あわせて相談内容やアンケート等の分析を通じて保護者ニーズ等の把握にも努める。 なお、奨学金の「申請件数」「採択件数」等の利用件数の増減が、本事業の成果である進学状況を示す指標として適当であるかは、現時点では判断し難いことから、奨学金の利用件数の把握に努めつつ、上記取組とあわせて現状分析を進めていく。	措置中	(令和8年3月31日)
意見49	130	【進路選択支援事業】 （PDCAの視点） 教育委員会事務局は、具体的な相談件数、奨学金の申請件数、採択件数など、これらに限らず具体的で適切な成果を区などの教育行政区ごとに集計した上で、効果的な事業展開に結び付けられたい。	経済的に困窮している世帯等に、奨学金等制度だけでなく、高等学校進学後に経済的に困ることがないように入学金等授業料以外の費用の周知にも努めている。また、今後は各種説明会や電話相談などで保護者ニーズの把握に努め、奨学金等制度の周知だけでなく、進路に係る必要な情報の周知により力を入れていく。これまで、対象は中学3年生とその保護者を中心にしてきたが、早い段階で進路目標を設定できるように、中学1年生、2年生への周知にも広げるとともに、中学校進路担当教員へも情報発信していくことで、進路相談事業の充実に向け取り組んでいく。 本事業が経済的に困窮している生徒等の進学につなげることを事業趣旨としていることを踏まえ、令和6年度は、電話相談件数、来所相談件数、説明会参加者数を目標指標として事業の成果を測るとともに、あわせて相談内容やアンケート等の分析を通じて保護者ニーズ等の把握にも努める。 なお、奨学金の「申請件数」「採択件数」等の利用件数の増減が、本事業の成果である進学状況を示す指標として適当であるかは、現時点では判断し難いことから、奨学金の利用件数の把握に努めつつ、上記取組と合わせて現状分析を進めていく。 居住区ごとに相談件数等を集計することに努め、効果的な事業展開に結び付けていく。	見解	—

監査結果に関する措置状況報告書

令和5年度包括外部監査（子どもの教育と学びの支援に関する事務事業の執行について）

所 管 所 属：教育委員会事務局

通 知 日：令和6年9月19日

監査結果 No.	頁数	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
意見55	136	【キャリア教育推進事業】 （PDCAの視点） 教育委員会事務局は、職場体験や職業講話はキャリア教育の有効な一手段にすぎないことから、社会的関心を引き出し、学習や進学への意欲を高めるとともに、勤労観・職業観を育むという本事業の目的の推進効果の検証が図れる目標指標の設定を検討すべきである。	企業や団体、区役所との連携による職業講話や職場見学、職場体験学習、各分野で活躍する人材などによる出前授業など、体験的な学習を実施するとともに、指導者が各校の子ども達の実態に応じてキャリア教育を推進することを通して、子ども達の勤労観・職業観が育まれているか検証が図れる目標指標の設定を検討していく。	見解	—
意見56	136	【キャリア教育推進事業】 （3Eの視点） 教育委員会事務局は、本事業の担当局として、感染症の影響といった外的要因により職場体験が実施できなかった経験を踏まえ、今後、制約が生じた場合でも実施できるような計画や他校の有益であった事例等の情報共有をしたり、企業や団体、区役所との連携によるキャリア教育においてICTの活用やそのほかの方法の開発等の代替策を検討し、各学校が事業実施に繋げることを支援するためのより一層の創意工夫を検討することが望まれる。	様々な制限の中でも、ICT機器等の活用や教員研修等を通して、工夫を凝らした他校の取組や、学習活動の開発及び普及について好事例を周知していく。	見解	—
意見57	137	【キャリア教育推進事業】 （PDCAの視点） 教育委員会事務局は、各校で実施したキャリア教育が、児童生徒にとってどのような影響を与え、「将来への夢や目標を持てるようになる・勤労観・職業観を育む・学習・進学意欲が高まる」ことにつながったかどうかの効果検証を行うべきである。	「一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育」を推進できるよう、教員に対し、キャリア教育の充実に係る研修等を通して指導者を育成し、施策目標にある「将来の夢や目標をもっていますか」の数値目標が達成できるよう努めていく。また、検証方法についても検討していく。	見解	—
意見60	143	【「小学校区教育協議会 ーはぐくみネットー」事業】 （3Eの視点） 教育委員会事務局は、全校にはぐくみネットコーディネーターを配置できるよう、さらに取り組みを加速されたい。	令和4年度に、はぐくみネットコーディネーターが未配置であった20校のうち、15校については令和5年度に配置されている。残る5校についても、コーディネーターの配置に向けて、区と連携して引き続き働きかけを行っていく。	見解	—

監査結果に関する措置状況報告書

令和5年度包括外部監査（子どもの教育と学びの支援に関する事務事業の執行について）

所 管 所 属：教育委員会事務局

通 知 日：令和6年9月19日

監査結果 No.	頁数	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
意見61	143	【「小学校区教育協議会 はぐくみネット」事業】 （PDCAの視点） 教育委員会事務局は、本事業の事業目標指標について、当該事業の目標を適切に示すものに再考されたい。	本事業の事業目標指数については、本事業の活動目標を直接的に示す数値を指標として用いることを、次期「大阪市こどもの貧困対策推進計画」策定のタイミング（令和7年度予定）で検討してまいりたい。	見解	—
意見62	144	【「小学校区教育協議会 はぐくみネット」事業】 （PDCAの視点） 教育委員会事務局は、活動・行事等への参加児童数についても統計を取得されたい。	はぐくみネットの活動・行事への参加児童数についても、各はぐくみネットの実施団体からの報告を求めていく。	見解	—
意見63	144	【「小学校区教育協議会 はぐくみネット」事業】 （組織的連携の視点） 教育委員会事務局は、はぐくみネットの推進状況について各区とより具体的な情報交換をし、各区でより充実した取り組みが推進されるよう、働きかけられたい。	教育委員会事務局としての方針を示しつつ、各区の取組状況の把握に努め、区生涯学習担当係長会等の場を活用するなどにより区間の情報共有を行い、各区で充実した取組が更に展開されるように働きかける。	見解	—
意見64	145	【「小学校区教育協議会 はぐくみネット」事業】 （PDCAの視点） 教育委員会事務局は、事業目標指標に関して依拠するに足る調査方法を用いられたい。または、現在の調査方法が依拠するに足りると考えるのであれば、調査手法の変更を理由としない原因分析を適切に行われたい。	事業目標指数について、民間ネット調査は、市民全体の状況を表すという点においては望ましい手法ではないとの認識はあるが、現段階で実施可能なアンケート手法であり、予算状況からも他の手法への変更は難しい状況にあるため、当面は継続の予定である。 【意見61】にも関連し、本事業の事業目標指数については、現在用いている「一定期間生涯学習活動に取り組んだ市民の割合」から、次期「大阪市こどもの貧困対策推進計画」策定のタイミング（令和7年度予定）で、新たな目標値に設定し直すことを検討する。	見解	—
意見65	148	【学校元気アップ地域本部事業】 （PDCAの視点） 教育委員会事務局は、本事業の事業目標指標について、定量的な評価も取り入れられたい。	意見を踏まえ、事業の進捗状況を管理するに当たり、今後本事業の事業目標指標について、活動日数や参加生徒数などの客観的で定量的な評価を取り入れることを検討していく。	見解	—

監査結果に関する措置状況報告書

令和5年度包括外部監査（子どもの教育と学びの支援に関する事務事業の執行について）

所 管 所 属：教育委員会事務局

通 知 日：令和6年9月19日

監査結果 No.	頁数	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
意見66	148	【学校元気アップ地域本部事業】 （PDCAの視点） 教育委員会事務局は、成果報告書を確実に入手するとともに、内容の不備があれば再提出を求められたい。	意見を踏まえ、成果報告書の提出を求めるとともに、内容の不備がある場合は再提出を求めていく。	見解	—
意見67	148	【学校元気アップ地域本部事業】 （3Eの視点） 教育委員会事務局は、延べ参加生徒数が0の学校元気アップ地域本部に対して、より多くの参加生徒数を実現するように指導されたい。	意見を踏まえ、延べ参加生徒数が0の学校元気アップ地域本部に必要なに応じて聞き取りを行うなど情報収集に努める。他の地域本部の取組事例で多くの生徒が参加したものについて周知するなど、参加生徒数の増加を実現するように助言、支援していく。	見解	—
意見68	149	【学校元気アップ地域本部事業】 （3Eの視点） 教育委員会事務局は、延べ参加ボランティア数が0の学校元気アップ地域本部に対して、より多くの参加ボランティア数を実現するように指導されたい。	意見を踏まえ、延べ参加ボランティア数が0の学校元気アップ地域本部に必要なに応じて聞き取りを行うなど情報収集に努める。ボランティア募集チラシを作成し、近隣の大学に配布するなど、より多くのボランティアが参加するよう募集の手法について助言、支援していく。	見解	—
意見69	149	【学校元気アップ地域本部事業】 （3Eの視点） 教育委員会事務局は、ボランティア登録数が0の学校元気アップ地域本部に対して、より多くの参加ボランティア数を実現するように指導されたい。	意見を踏まえ、ボランティア登録数が0の学校元気アップ地域本部に必要なに応じて聞き取りを行うなど情報収集に努める。他の地域本部で新規ボランティアの登録が増えた取組事例を周知するなど、より多くのボランティアが登録するよう募集の手法について助言、支援していく。	見解	—
意見70	149	【学校元気アップ地域本部事業】 （PDCAの視点） 教育委員会事務局は、各学校元気アップ地域本部に対して、運営協議会を定期的に開催するよう指導されたい。	意見を踏まえ、各学校元気アップ地域本部に必要なに応じて聞き取りを行い、地域コーディネーターの連絡会を通じて、運営協議会を定期的に開催するよう助言、支援していく。	見解	—

監査結果に関する措置状況報告書

令和5年度包括外部監査（子どもの教育と学びの支援に関する事務事業の執行について）

所 管 所 属：教育委員会事務局

通 知 日：令和6年9月19日

監査結果 No.	頁数	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
意見71	149	【学校元気アップ地域本部事業】 （組織的連携の視点） 教育委員会事務局は、地域コーディネーターがその役割をより発揮するように指導されたい。	意見を踏まえ、地域コーディネーターに必要なに応じて聞き取りを行い、他の地域本部の好事例を地域コーディネーターを始め、学校や区役所にも情報提供し、地域コーディネーターがその役割をより発揮するよう助言、支援していく。	見解	—
意見72	150	【学校元気アップ地域本部事業】 （組織的連携の視点） 教育委員会事務局は、地域コーディネーターからも、個別にその活動報告の提出を求め、個別の地域コーディネーターを監督、指導されたい。	地域コーディネーターには毎月個別の活動報告の提出を求めており、具体的な活動の内容については12月末、3月末に地域本部運営協議会としての成果報告書の提出を求めている。意見を踏まえ、今後個別のコーディネーターの成果報告書の必要性について検討していく。	見解	—
意見73	150	【学校元気アップ地域本部事業】 （PDCAの視点） 教育委員会事務局は、各学校元気アップ地域本部の成果報告書を踏まえて、活動内容が活性化するよう、個別具体的に監督、指導されたい。	意見を踏まえ、各学校元気アップ地域本部の成果報告書から内容を把握するとともに、他の地域本部の好事例を周知するなど、活動内容が活性化するよう助言、支援していく。	見解	—
意見78	160	【大阪市こどもサポートネットの構築】 （PDCAの視点） こども青少年局及び教育委員会事務局は、令和4年度において、設定されている事業目標指標がいずれも達成したことに鑑み、個別の事情を踏まえて対応すべき案件に着目し、それを改善していくための指標など、新たな視点を入れた目標指標の設定について検討されたい。	目標値は毎年達成しており、指標設定の考え方について改めて検討するとともに、別の視点からの目標値を定めて当該事業を更に浸透させていくことが必要であると認識している。 教育委員会事務局は、次期「大阪市こどもの貧困対策推進計画」の策定にあわせ、当該事業を更に浸透させていくための新たな視点を入れた目標指標の設定について検討する。	見解	—

監査結果に関する措置状況報告書

令和5年度包括外部監査（子どもの教育と学びの支援に関する事務事業の執行について）

所 管 所 属：教育委員会事務局

通 知 日：令和6年9月19日

監査結果 No.	頁数	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
意見79	161	【大阪市こどもサポートネットの構築】 （組織的連携の視点） 教育委員会事務局は、各学校に対する大阪市こどもサポートネット事業に関するアンケート調査などを通じて、確認し把握した学校の状況について、こども青少年局及び区に対して情報共有の機会を設けることについて検討するとともに、確認されているこサポ事業に係る課題についてこども青少年局及び区と連携して対応されたい。また、区は、確認された課題を踏まえ、「学校による支援」の状況を適切に把握し、活動記録への記載を行われたい。	各学校に対する大阪市こどもサポートネット事業に関するアンケート調査などを通じて、確認し把握した学校の状況について、こども青少年局及び区に対して情報共有するとともに、確認されている課題についてこども青少年局及び区と連携し、課題解消に向けた具体的な方策を検討するとともに、必要な対応を行う。	見解	—
意見80	165	【大阪市こどもサポートネットの構築】 （３Ｅ、組織的連携の視点） ２．こども青少年局及び教育委員会事務局は、スクリーニング会議Ⅱの開催頻度の実態について把握し、学校と区が児童生徒に関する支援状況について適時適切に共有できる体制となっているか検討されたい。	スクリーニング会議Ⅱの開催頻度の実態について把握し、学校と区が児童生徒に関する支援状況について適時適切に共有できる体制となっているか確認するとともに、必要に応じて学校に対して指導助言を行う。	見解	—
意見81	166	【大阪市こどもサポートネットの構築】 （組織的連携の視点） 区及び教育委員会事務局はこサポに係る課題を共有する機会として、区教育行政連絡会を活用することについて検討されたい。	各学校に対する大阪市こどもサポートネット事業に関するアンケート調査などを通じて、確認し把握した学校の状況について、区に対して情報共有するとともに、課題を共有する機会として、区教育行政連絡会を活用することを促す。	見解	—
意見82	167	【大阪市こどもサポートネットの構築】 （組織的連携の視点） 教育委員会事務局は、毎年実施しているこサポに係るアンケート調査結果を区及びこども青少年局と共有し、こサポ運用上の課題への対応について検討されたい。 また、区及びこども青少年局は、実施要綱の趣旨を達成し、要支援者等の支援に資するという観点から、こサポの従事体制及び業務の現状について確認されたい。	毎年実施している各学校に対する大阪市こどもサポートネット事業に関するアンケート調査結果を区及びこども青少年局に情報共有するとともに、確認されている課題について区及びこども青少年局と連携し、課題解消に向けた具体的な方策を検討し、必要な対応を行う。	見解	—